

## 金銭消費貸借契約規定

借主は、アイフル株式会社(以下「保証会社」という)の保証に基づく、株式会社きらやか銀行(以下「銀行」という)との取引について、次の各条項を確約します。

### 第1条 (契約の成立)

借主は、保証会社の保証に基づき、金銭消費貸借契約規定を承諾のうえ、銀行と次の要項にて金銭消費貸借契約を締結します。ただし、金銭消費貸借契約は、銀行から借主に対する借入金の交付によって成立するものとします。

### 第2条 (約定返済額等の自動引落)

1. 借主は、約定返済額等の支払いのため、毎月約定返済日までに約定返済額相当額を返済用預金口座(以下、「指定口座」という。)に預け入れるものとします。
2. 銀行は、毎月約定返済日に指定口座から払戻請求書および通帳等なしに自動引落しのうえ返済に充当するものとします。ただし、指定口座の残高が毎月の約定返済額に満たない場合には、銀行は、その一部の返済にあてる取扱いはいたしません。
3. 借主は、指定口座の残高が約定返済額に不足する場合は、直ちに不足額を預け入れるものとし、預け入れ後いつでも銀行は、損害金を加算のうえ前項と同様に処理できるものとします。
4. 指定口座から引落す際に、他にも指定口座から支払いをなすべきものがあるときは、その支払いと前項および前々項による引落しのいずれかを先にするかは銀行の任意とするものとします。
5. 銀行が本条に基づいて取扱いをしたことにより、万一事故、障害等が生じた場合には、銀行に帰すべき場合を除き、借主が負担するものとします。

### 第3条 (利息、損害金)

1. 利息は毎回返済部分ごとに銀行所定の計算により算出したうえ、各返済日に支払います。ただし、借入日から初回返済日までの期間が元利金の返済金額に満たない場合は、1年を365日とした日割計算によるものとします。
2. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は利率、損害金の利率を一般的に行われる程度のものに変更できるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。
3. 本契約による債務を履行しなかったときは、支払うべき元金に対して要項記載の割合による損害金を支払います。この場合の計算方法は、1年を365日とした日割計算によるものとします。

### 第4条 (繰上返済)

1. 期限前に本契約による債務を返済しようとする場合には、あらかじめ銀行の承諾を受けるものとします。
2. 前項の場合、銀行が請求したときは、借主は、銀行の指示する割合、時期ならびに方法により手数料ならびに利息を支払うものとします。
3. 銀行が本条に基づいて取扱いをしたことにより、万一事故、障害等が生じた場合には、銀行に帰すべき場合を除き、借主が負担するものとします。

### 第5条 (諸費用の引落)

本契約にかかる手数料、収入印紙代その他借主が負担しなければならない費用等は、銀行所定の日に、払戻請求書および通帳等なしに指定口座から自動引落しのうえ支払に充当することができるものとします。

## 第6条(期限の利益の喪失)

1. 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を支払うものとします。
  - ①支払の停止または、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立、その他これらに準ずる司法上の手続の開始ないし申立があつたとき
  - ②電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
  - ③借主の預金その他の金融機関等に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
  - ④住所変更の届出を怠るなど借主の責に帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明になったとき
2. 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行からの請求によって、期限の利益を喪失し、直ちに債務を支払うものとします。
  - ①銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
  - ②担保の目的物について差押または競売手続の開始があつたとき
  - ③本契約もしくは銀行との他の取引約定のひとつにでも違反したとき、または銀行への報告もしくは銀行に提出する借主の財務状況を示す書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき
  - ④その他銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

## 第7条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、本契約による債務のうち期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって返済しなければならない場合には、借主の銀行に対する預金、その他銀行に対する債権を、その債権の期限のいかんにかかわらずいつでも相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合は、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、銀行は借主に対して充当した結果を通知するものとします。
3. 銀行が前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、利率については、銀行の定めによるものとします。

## 第8条（借主からの相殺）

1. 借主は、期限の到来している借主の預金、その他銀行に対する債権と本契約による債務を、その債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 借主は、相殺計算を実行する場合は、銀行所定の日までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、その他の債権の証書、通帳は届出の印鑑を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 前々項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、その他の債権の利率については、銀行の定めによるものとします。
4. 本条による相殺計算の結果、借主の債権に残余金が生じたときは、借主はその残余金を指定口座へ入金する方法により返還を受けることとします。

## 第9条（銀行による充当の指定）

銀行が相殺する場合に、借主に本契約による債務の他にも銀行に対し直ちに返済し

なければならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行は、適當と認める順序により充当し、これを借主に通知するものとします。この場合、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。

#### 第10条（借主による充当の指定）

1. 借主から返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他にも銀行に対して債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは借主が充当する順序を指定することができます。
2. 前項による充当の順序を指定しなかった場合、銀行は、適當と認める順序により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうちひとつでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前々項の指定により銀行の債権保全上支障が生じるおそれがある場合は、銀行は、遅滞なく異議を述べたうえで、相当の期間内に、銀行の指定する順序により充当することができるものとします。この場合、銀行は、借主に充当の順序、結果を通知するものとします。
4. 前2項によって銀行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来したものとして、銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

#### 第11条（担保）

債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、借主は銀行からの請求により、借主が遅滞なくこの債権を保全しうる担保、連帯保証人をたて、又はこれを追加、変更するものとします。

#### 第12条（代り証書等の差し入れ）

1. 借主が銀行に対して送信した電磁的記録その他の書類が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷した場合には、借主は銀行の請求によって直ちに代り証書等を差し入れます。なお、借主の差し入れた担保についても同様とします。
2. 前項による損害については、銀行の責に帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。

#### 第13条（費用の負担）

銀行が、借主に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立てもしくは処分に要した費用および借主が自己の権利を保全するために銀行に協力を依頼した場合に要した費用は、借主または担保権設定者の負担とします。

#### 第14条（届出事項の変更）

1. 借主は、氏名、住所、電話番号、職業、その他銀行に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに銀行に届出るものとします。
2. 前項の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責に帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付書類等が延着しまたは到着しなかつた場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。

#### 第15条（報告、調査等）

1. 銀行から請求があった場合は、借主は銀行に対して、借主の財産、経営、業況等について遅滞なく報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。

2. 借主の財産、経営、業況等について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、銀行からの請求がなくても銀行に対して遅滞なく報告するものとします。
3. 借主について、後見、保佐、補助が開始しもしくは任意後見監督人の選任が家庭裁判所の審判によりなされたときは、その旨を書面により直ちに銀行に対して報告するものとし、報告内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。なお、成年後見等が開始されてから、それを銀行に報告するまでの期間に当該取引により生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

#### 第16条（代位弁済）

1. 借主は、銀行との契約に違反し、銀行が保証会社より代位弁済を受けても何ら異議はありません。
2. 代位弁済金により、銀行が債権を回収できなかった場合又は代位弁済金が債権金額に満たなかった場合には、銀行の請求があり次第直ちに残額を支払います。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 借主が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 借主が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀

行の請求によって、借主は銀行より割引を受けた全部の手形および電子記録債権について手形記載の金額および電子記録債権の債権額の買戻債務を負担し、直ちに弁済します。借主がこの債務を履行するまでは、銀行は手形所持人または電子記録債権の債権者として一切の権利を行使できるものとします。

5. 第3項または第4項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
6. 第3項または第4項の規定により、すべての債務の弁済がなされたときに、本契約は失効するものとします。

#### 第18条(契約の変更)

銀行は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認める場合には、民法第548条の4の規定に基づき本契約の内容を変更することができます。(第2条第2項による変更を除く)。この場合、銀行は同条に従い、店頭への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法によりこれを周知します。

#### 第19条(債権譲渡)

借主は、銀行が本取引に基づく債権を他の金融機関等に譲渡(信託を含む)する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第20条(準拠法)

本契約に基づく諸取引の準拠法を日本法とすることに同意します。

#### 第21条(合意管轄)

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。